

第3回 水道料金等審議会 議事要旨

日 時	令和6年11月26日(火) 13時30分 ~ 15時50分	
場 所	知多市役所 協議会室	
出席者	委員	会長、副会長、 委員5名、(欠席委員2名)
	事務局	都市整備部長、水道課長、 水道課統括主任、担当職員
<p>次 第</p> <p>1 会長あいさつ</p> <p>2 配布資料の確認</p> <p>3 第2回議事要旨の確認</p>		
4 議事	<p>(事務局)</p> <p>・資料による説明</p> <p>(1) 前回の振り返り 委員:料金改定後には県内で12番目に高い料金となる、とのことだったが、知多半島4市5町の料金改定の情報があれば教えてほしい。</p> <p>(2) 料金体系案の検討 事務局:常滑市が令和7年4月から、愛知県営水道の値上げ分だけを料金改定すると公表しています。従量料金全ての区分で1m³あたり2円の値上げです。令和8年度の県営水道の値上げのタイミングに再度検討予定と聞いています。</p> <p>美浜町は今年度と令和8年度で合わせて27%の料金改定を公表しています。これは県営水道が値上げを発表する前に決定されていたものです。</p> <p>その他の市町はまだ審議会も行っておらず、未定であると聞いています。</p> <p>委員:他市町が値上げをしないと、値上げしなくてもよいのではと思われる。他市町の情報を発信してほしい。</p> <p>前回に説明があったかと思うが、集合住宅の水道料金の算定方法を再度教えて欲しい。集合住宅の住民は、大メーターで検針されると市の定めた料金よりも高い料金を支払わなくてはならないか。</p> <p>事務局:集合住宅の支払い方法は3パターンあります。1つ目は集中検針盤を設置し、申込金を納入していただければ戸別扱いするというものです。2つ目は、共用扱いで、申込金を支払う必要がありますが、市が大メーターを検針し、申込件数で平均水</p>	

量を算出してオーナーへ一括請求するものです。3つ目は一点分水扱いで、大メーターで検針し、一般住宅と同じ計算方法で料金を算出しオーナーへ請求する方法です。どの支払方法にするかは給水申請時にオーナーさんに決めてもらいます。

委員：分譲マンションは戸建ての方と同様に固定資産税や都市計画税の決められた額を負担しており、水道料金についても決められた額を徴収するべきではないか。

委員：相当の初期費用が必要であることからオーナーが差額を負担しているという実情を今後の課題として認識して欲しい。

委員：口径25^{ミリ}以上の利用者の割合は1.4%にも関わらず、使用水量が14.8%、料金割合が20.5%というのは集合住宅とかも関連しているのか。

事務局：集合住宅で大メーター検針の場合も1.4%に入っています。しかし使用水量、料金割合が高い利用者の多くは事業者です。口径50～150^{ミリ}の大口利用者はひと月に使用する水量が非常に多いため、料金も高くなっています。

委員：今回の改定で大口利用者だけでなく、全ての事業者の水道料金がかかなり上がる形になる。体力のある事業者なら問題ないが、事業運営していく上ではかなり重荷になる。昨今の物価の値上げよりも更に高い値上げとなると、かなりの反発があるものと想定するが、事務局としてはどのように考えているか。

会長：そこの部分を審議会としてどう判断するか、我々にも求められている部分であると思う。

事務局：平均改定率が23.3%としたなかで、大口利用者に過度の負担がかからないようにと配慮し、パターン3の料金体系表を作成しています。

委員：物価高で事業経営が苦しい中、水道料金も上がるとなるとなかなか受け入れられないということが起こるかと思う。

委員：総括原価の配分で固定費の中に控除項目というのがあるが、これは具体的には何か。

事務局：算定要領で控除項目が決められていて、その他営業収

益や営業外収益にあたるものです。例えば、手数料や下水道使用料徴収受託収益等です。

委員：パターン1をベースとして、パターン2、パターン3と調整して作成したと思うが、その調整ポイントが3つあり、いろいろな思考の中で、この2案になったと理解できる。どのような考え方で調整しているかというのを、市民の皆さんにどのようにわかりやすく説明するのがポイントになる。現在、大口利用者に使っている量以上の負担をしてもらっているから、もっとみんなで負担して水道を支えていきたいと思いますという考え方をしっかり示さないと理解が進まない。

会長：料金改定の説明にあたって、市民の皆さんはもちろん事業者に対してグラフや図を使用するが、グラフや図が多ければよいというものではない。どのようにわかりやすく伝えるかが非常に大事な事。今後、説明にあたって、使用水量割合や料金収入割合等のグラフの整理の仕方など何かあるか。

事務局：大口利用者の料金収入割合が20.5%ですが、パターン3だとこの割合が小さくなり、できるだけ使用水量割合に近づけていきたいと思っています。そのようなグラフも提示したいと考えています。

委員：委員の皆さんは前回までの審議会でも、そこは理解されていると思う。一方で、資料に「負担が平準化」とか「軽減」とかが記載されているが、どういうことに対し平準化、何と比べて軽減されますとか、まず大口利用者が非常に多くの料金を負担していただいているってことをどのように示していくかが大事になる。

委員：今のところをあまり前面に出していうと、現行の料金体系を作成した際には故意に事業者負担をかけたのか、結果的に口径の少ない人を助けるために、私たちがずっと使用水量の割に大きな金額を払ってきたのかという反響が心配ではある。

会長：それは水道施設を整備する時点の話になるが、事業者が使う大量の水の供給を確保するには大きな施設がいる。極論にはなるが、給水が家庭ばかりだったら、大口口径の水道

管はいらない。特定事業者のために大規模な水道システムを作るうえでは大口利用者の負担は大きくなるという側面もある。どう議論するかは難しいが、最終的に平山委員のご指摘のように、どういうところをポイントとしたのか、平準化とは、軽減とは、そこはわかりやすく市民と事業者にお伝えできるようにしなければならない。

事務局：資料で出てきている平準化とはパターン1と比べて、パターン2と比べてということですが、委員の皆様がおっしゃるように、市民の皆さんには理解が難しい部分もあるかと思います。これから公表して説明する必要がありますが、また事務局の方で考えてわかりやすい説明ができるように努力していきたいと思えます。

委員：使用水量別割合の0～10m³/月に33.4%の利用者がいるが、0m³/月の人も入っているのか。空き家も含まれているのか。

事務局：休止中の場合は、基本料金の請求も無いので、入っていません。しかし、開栓中で使用量が0m³の場合、請求する必要があるので、この33.4%には含まれています。

委員：そうするとその0m³/月の人がどれだけいるかで、グラフのバランスが変わってくるのでは。そんな割合がどれくらいあるのか。要するに0～10m³/月の人が絶対に単身者ではないことが確認したかった。33.4%の人が全て単身者であるというのは違う。

委員：今までのグラフをみると2人世帯、3人世帯の割合が一番多く、その次が1人世帯かと思う。何となくではあるが、ひと月ワンコインというのは説明しやすいが、そうするとパターン2になってしまう。しかし、それでは大口利用者の2か月の水道料金350万円が430万円になってしまうことが気になってしまう。そこの議論が少しあってもよいのでは。

委員：パターン2、パターン3を出されるのに事務局の方は非常に苦労されたかと思うが、私たち審議会の委員としてはトロッコ問題を解決するようなもの。どちらの案のほうがうまく説明できるかということになるのではないかと。

事務局：パターン2では大口利用者の上げ幅が大きくなってい

ます。パターン3では大口利用者の改定率を17%程度に抑え、かつ審議会の中でも特に配慮を、というご意見があった一般家庭のうち、ひと月当たり10~40㎡の利用者については平均改定率23.3%を越えない案となっています。

委員：事務局の考え方は理解した。パターン1があって、少し歪みがあるので、見直してパターン2、3を作成した。大口利用者は元々の水量が多いので金額的には大きくなってしまいうけど、値上げ率は抑えてある。あとは口径の小さい人にもある程度負担してもらいつつ、真ん中の方にはその分、少し負担をしてもらうという説明になる。最初のパターン1がベースになっているので、パターン1の考え方が理解されないと、パターン2、3も理解されない。利用者に丁寧に上手に説明してほしい。

会長：この審議会では、パターン1からパターン2、3と順に説明してもらわなければ料金体系を審議することができないため、段階を踏まえた説明が必要である。しかし、市民の皆さんへの説明は段階を踏まないで、委員の皆さんが言ったいくつかの大事な考え方を踏まえて、全体として考えたとき、パターン3になりましたとお伝えした方がわかりやすい。

委員：パターン2では、大口利用者は元々大きな料金を負担しているのにも関わらず、更に一般市民よりも負担が増すという意識が非常に強くなると思う。最近、業績が良くないところも多いと聞くので、そこに配慮してパターン3がよい。

委員：委員の中で自分は子育て世代であるが、その立場からはパターン2の方がよい。1人世帯の料金をそんなに下げなければならぬのか疑問。パターン2と3の差はひと月当たり80円で、その程度ならば負担してもらうべきではないか。しかし、大口利用者の金額の上がり具合を見せようと簡単に反対はできない。子育て世代の意見も踏まえたうえでパターン3となる。

会長：今までの様々な意見から審議会としてはパターン3で答申させてもらうということによろしいか。

	<p>委員：異議なし</p> <p>会長：ありがとうございました。</p>
<p>(3)答申案の検討</p>	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申原案による説明 <p>各委員から、用語の言い回し、説明方法、追加記載等の意見や要望があった。</p> <p>事務局：いただいた意見を踏まえて、会長に相談のうえで事務局でとりまとめ、12月上旬を目途に送付します。さらに、意見があれば再度会長に相談させていただいたのち、次回審議会の資料として送付させていただきます。</p>
<p>5 その他</p>	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のスケジュールについて説明 <p>第4回 令和7年 1月 9日木曜日 10:00～</p>